

平成30年第5回

美里町農業委員会定例総会議事録

第5回美里町農業委員会定例総会

- 1 開催日 平成30年4月25日(水)午後1時30分から午後4時20分
- 2 開催場所 美里町役場南郷庁舎2階 202会議室
- 3 出席委員(16名)

1番 小野 保裕	2番 後藤 幸太郎	3番 大崎 幸信
4番 我妻 卓美	5番 古内 世紀	6番 久道 雄悦
7番 大友 重善	8番 佐々木幸一郎	9番 佐々木 裕一
10番 遊佐 恭一	11番 柴山 真二	12番 尾形 司
13番 鈴木 幸博	14番 福田 なほ子	15番 邊見 勝寿
16番 伊藤 恵子		

欠席委員(なし)

4 報告事項

1. 使用貸借権の合意解約による通知について
2. 農地法第18条第6項の規定による通知について(賃貸借権の合意解約)
3. 利用権設定の合意解約による通知について
4. 農用地の形状変更届出について

5 議 事

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
- 第2号議案 農用地利用集積計画書審議について
- 第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について
- 第4号議案 農地転用事業計画承認申請について
- 第5号議案 美里町農業委員会処務規程の一部変更について

6 その他連絡・報告事項

1. 平成30年4月事業報告について
2. 平成30年5月事業予定について
3. その他

- 7 農業委員会事務局職員
事務局長 菊地 和則
事務次長 高橋 博喜

8 会議の概要

事務局	<p>定刻になりましたので、ただいまより平成30年第5回美里町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>開会に当たりまして、会長より挨拶をいただきます。</p>
会長	<p>(挨拶内容省略)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を運営するとありますので、会長、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、これより第5回美里町農業委員会総会を開催いたします。</p>
議長	<p>本日の出席委員は16人全員であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。</p>
議長	<p>次第の3番、議事録署名委員の選任でございますが、会議規則第15条1項の規定によりまして、議長よりお二人を指名いたします。1番小野保裕委員、2番後藤幸太郎委員のお二人をお願いいたします。</p>
議長	<p>報告事項に入ります。</p> <p>報告事項1番、使用貸借権の合意解約による通知について、2番、農地法第18条第6項の規定による通知について、3番、利用権設定の合意解約による通知について、事務局より一括で報告願います。</p>
事務局	<p>(報告事項1、報告事項2、報告事項3について、議案書に記載のとおり説明を行った。)</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、報告事項4番、農用地の形状変更届出について、事務局より報告願います。</p> <p>また、4月13日に農地保全委員会にて現地の確認調査を行っております。農地保全委員会の担当委員より、事務局の報告終了後、調査結果につ</p>

いて報告をいただきます。

事務局より報告をお願いします。

事務局

(報告事項4について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

ありがとうございました。

続きまして、農地保全委員会の担当委員より、現地の確認調査の結果について担当委員より報告をお願いいたします。

鈴木幸博委員

農地保全委員会は、先月に引き続き高橋建一委員、我妻卓美委員、そして、私、鈴木の名が担当し、渡邊会長、大友職務代理、事務局から菊地事務局長、高橋事務局次長の計7名により4月13日(金)に現地調査を行いました。なお、渡邊前会長と高橋建一委員は4月19日をもって任期満了となりましたので、今総会から出席はございません。

番号1について、現地は二郷地区の に位置しております。3筆の合計面積は , m²で、土盛りをして大豆、ネギを作付けする計画であり、特に問題も見あたらず許可相当と見てきました。

番号2について、現地は不動堂地区の に位置しております。2筆の合計面積は , m²で、土盛りをしてカボチャ、大豆を作付けする計画であり、特に問題も見あたらず許可相当と見てきました。

以上でございます。

議長

大変ご苦労さまでした。

以上が報告事項でございますが、不明な点があれば再度説明をいたします。ございませんか。

(なしという声あり)

議長

ないようですので、報告事項を終了いたします。

議長

続きまして、議事に入ります。

議長

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可についてを議題といたします。また、農地法3条調査書についてもあわせて説明願いま

す。

事務局より説明願います。

事務局

(第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

ただいま、事務局の説明が終了いたしましたので、第1号議案について審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認め、第1号議案は原案どおり許可といたします。

議長

続きまして、第2号議案、農用地利用集積計画書審議についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

(第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

お疲れさまでした。

今月は案件が多いため、一旦ここで休憩いたします。(15:02)

議長

再開いたします。(15:10)

事務局

(引き続き、第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

お疲れさまでした。

事務局の説明が終了いたしましたので、第2号議案について審議をいたしま

す。何か質疑はございませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第2号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

議長

第2号議案、農用地利用集積計画書審議については、171議案全て賛成ですので、原案のとおり許可とし、町長に報告をいたします。

議長

続きまして、第3号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見についてを議題といたします。

事務局より説明お願いいたします。

事務局

(第3号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

事務局の説明が終了いたしましたので、第3号議案について審議をいたします。議案番号20番、30番を除いた26議案について審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決に入ります。

第3号議案、議案番号20番、30番を除いた26議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

続きまして、議案番号20番について審議をいたしますが、農業委員会

等に関する法律第31条により、9番佐々木裕一委員の退席を求めます。

議長 休憩いたします。(15:41)

議長 再開します。(15:32)

議長 議案番号20番について審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長 質疑なしと認め、採決に入ります。

第3号議案、議案番号20番について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。

続きまして、議案番号30番について審議をいたしますが、農業委員会等に関する法律第31条により、4番我妻卓美委員の退席を求めます。

議長 休憩いたします。(15:43)

議長 再開します。(15:43)

議長 議案番号30番について審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長 質疑なしと認め、採決に入ります。

第3号議案、議案番号30番について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。

議長 休憩いたします。(15 : 44)

議長 再開いたします。(15 : 44)

議長 第3号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見決定については、原案のとおり許可相当と意見を付し、農地中間管理機構へ進達をいたします。

続きまして、第4号議案、農地転用事業計画承認申請についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

また、4月13日に保全委員会にて現地調査をいたしております。事務局の説明終了後、保全委員会の担当委員より報告をお願いいたします。

事務局、説明をお願いいたします。

事務局 (第4号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長 事務局の説明が終了しましたので、現地調査の結果を保全委員会の担当委員より報告願います。

鈴木幸博保全委員 第4号議案、番号1について、現地は不動堂地区の に位置しており、都市計画用途区域のため農地区分は第3種農地となります。

当初計画では庭、駐車場を設置した2階建ての貸家を 棟建築する予定でしたが、庭を設置しない 棟に計画変更するものです。今後は 棟を増築し、変更計画どおりに遂行されると見込まれますので、特に問題は見あたらず許可相当と見てきました。

議長 ご苦労さまでございました。

事務局の説明と保全委員会の担当委員の報告が終了いたしましたので、審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長 質疑なしと認め、採決をいたします。

第4号議案に賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。第4号議案、農地転用事業計画承認申請については、原案のとおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達いたします。

議長

続きまして、第5号議案、美里町農業委員会処務規程の一部変更についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

(第5号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

事務局の説明が終了いたしましたので、第5号議案、美里町農業委員会処務規程の一部変更についてを審議いたします。質疑ありませんか。

7番大友重善委員。

大友重善委員

7番大友です。

3条の4の(2)の建議並びに意見の公開に関する事で、建議が減るということは今後、建議はしないということになるのですか。説明をお願いします。

議長

事務局説明願います。

事務局

7番大友重善委員の質問にお答えします。

これについては、農業委員会等に関する法律の改正に伴うものなのですが、その改正が平成28年度から施行されておりますけれども、その中で建議については法律に規定しなくてもできるという解釈に今なっております。なので、この処務規定についても建議という言葉は使わないという法律に伴う改正になっております。

以上です。

議長

よろしいでしょうか。

大友委員

はい、わかりました。ありがとうございます。

議長

そのほかございませんか。

それでは、事務局の説明が終了いたしましたので、第5号議案、美里町農業委員会処務規程の一部変更について、採決に入ります。第5号議案、美里町農業委員会処務規程の一部変更について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

第5号議案、美里町農業委員会処務規程の一部変更については、原案のとおり決定いたします。

議長

以上で議事を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第5回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

平成30年 月 日

会 長

署名委員 1番

署名委員 2番